

13 議案第14号関係

おいらせ町道の構造の技術的基準を定める条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(車線の分離等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令<u>第42条第1項</u>において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p>	<p>(車線の分離等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令<u>第41条第1項</u>において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p>
<p>(自転車道)</p> <p>第9条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令<u>第42条第1項</u>において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>(自転車道)</p> <p>第9条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令<u>第41条第1項</u>において準用する政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>5 略</p>
<p>(交通安全施設)</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、<u>自動運行補助施設</u>、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p>
<p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令<u>第42条第1項</u>において準用する政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4、5 略</p>	<p>(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令<u>第41条第1項</u>において準用する政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>4、5 略</p>

改正案	現行
<p>(歩行者専用道路)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該歩行者専用道路の幅員は、政令<u>第42条第1項</u>において準用する政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3、4 略</p>	<p>(歩行者専用道路)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該歩行者専用道路の幅員は、政令<u>第41条第1項</u>において準用する政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。</p> <p>3、4 略</p>